

記帳・決算・申告  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋3-262 Open: 9~17時 休み: 土日祝  
TEL: 048-623-6731 FAX: 048-622-7162

2025年  
(令和7年)  
12月15日  
第1328号

大宮民商 HP

[ohmiyaminsyo.jp/](http://ohmiyaminsyo.jp/)



登録してね！

大宮民商 LINE



大宮民商 Instagram

[instagram.com/ohmiya\\_minsyo/](https://instagram.com/ohmiya_minsyo/)



今週号は12月15日号と12月22日号の合併号です。

次号(12月29日・2026年1月5日合併号)は年末～年始にかけての発送予定です。

**年末調整 計算会 随時開催中(要予約)**

**年末調整・源泉税の半期納付は  
1月20日が期限です**

年内の支払給与(賞与含む)額が確定して、従業員の扶養や控除の資料がそろえば、年末調整の作業開始です。源泉税の半期納付は1月20日までに税務署へ納付し、給与支払報告書は1月31日までに市役所へ提出します。年末調整の計算は随時受け付け中。必ず予約をしてから、民商までお越しください。



## 2026 大宮民商 新年会

日時: 1月17日(土) 18:00 開始

場所: 東晶大飯店 大宮店

大宮区宮町2-28-28 あじせんビル3F

☎ 048-644-0881 (大宮駅東口から徒歩5分)

会費: 7,000円 (会員には各支部から3千円の補助金が出ますので実質4,000円です)

申込: 1/9(金)までに民商へ

※当日のキャンセル・欠席時は実費(7,000円)をご負担いただきますのでご了承ください。



みなさまのご参加を心より  
お待ちしております。

**ふるさと納税、控除額に上限設置か? 「金持ち優遇」制度によるやくめス**

政府は2026年度税制改正大綱に、ふるさと納税制度で寄付した際に、住民税から差し引かれる控除額に上限を設ける方向で検討に入りました。高所得者ほど控除額が大きく、高額の返礼品を受け取れるため「金持ち優遇」との批判が制度開始当初からありました。現在の控除の対象となる寄付額の上限は、各種条件で変わってきますが、政府の試算によると年収300万円で年2万8千円の寄付まで。1千万円では18万円、1億円では438万円、10億円では4524万円までとなっています。

そもそもふるさと納税は、元総理大臣で当時総務大臣だった菅義偉の肝いりで創設。秋田の寒村出身の菅は「地方へお金を回したい」という気持ちからの発案だったようですが、当初から制度の問題点を官僚から指摘されていました。しかし菅はこの官僚を左遷させ、制度を強行。「高額返礼品合戦」「高所得者ほど優遇」「事務費用・業者への手数料支払い地方自治体に残るお金は寄付金額の約50%」などの現在の状況になっています。

### 《予定表》

12/16(火) 婦人部会 13:30 ~



12/16(火) 西支部 忘年会

12/27(土) ~ 1/4(日) 大宮民商 年末年始休業

1/11(日) 埼商連 新春決起集会

(伊奈県活センター) 10:00 ~ 14:30

1/15(木) 常任理事会

1/17(土) 大宮民商 新年会

(東晶大飯店 大宮店) 18:00 ~

☆来所の前には必ず電話予約を! ☆集金・振込ともに当月15日までへのご協力を切にお願いします。